

# 一八一六年のイギリス議会と世論

——所得税廃止を事例として——

新谷 一伴

## 目次

はじめに

### 一、問題の背景

- (1) 一九世紀初頭の議会内外の動き
- (2) 所得税の導入とその後の経過

### 二、所得税廃止直前の議会内外の動き

- (1) 陸軍予算をめぐる審議
- (2) 請願からみた議会外の世論

### 三、所得税廃止に至った議会

- (1) 所得税をめぐる審議
- (2) 所得税継続動議の否決  
展望

## はじめに

一九世紀初頭のイギリス政治史に関する研究は、一九六〇年代までは「空白」に近く研究成果に乏しかったが、<sup>(1)</sup>その後、そのうちで、一九六七年に発刊されたA・ミッチェルの『野党としてのホイッグ党 一八一五—一八三〇年』<sup>(2)</sup>は注目する著書であった。

なぜなら、ミッチェルは、それまでの一九世紀初頭のイギリス政治史に関する解釈では、一八世紀特<sup>(3)</sup>に一七六〇年代を研究対象とするネーミア史学(Namierism)の影響が強すぎて「政党」(party)の存在すら否定されていたことを批判し、一八三二年の第一次選挙法改正以前においても「ホイッグ党」対「トーリー党」の二大政党制(two-party

system) 的な側面が強くみられたことを野党・ホイッグ党を中心とした分析から主張したからである。

このミッチェルの著書が発刊された以後、主に一九七〇年代の半ばから研究成果がかなり発表されているが、それはネーミア史学との対比で言えば、一九世紀初頭における「政党」の存在をほぼ肯定しており、なかでも、オゴマンとブライアン・ヒルは「ネオ・ホイッグ史学」<sup>(4)</sup>とも言える立場から、ミッチェルの見解を一層展開している。

一方、その他の研究は第一次選挙法改正以前の政治史に二大政党制的な側面が強くみられたとする見解に概ね否定的であり、なかでも、クックソンとガッシュは当該期の政治史においては政党よりも内閣(一八一二年から二七年まで一五年間続いた一九世紀で最長命のリヴァプール(Lord Liverpool)内閣に注目している)<sup>(5)</sup>。

しかし、これら双方の見解に大きな相違がある訳ではない。むしろ、これらの研究は当該期の政治史を分析するに当たり、「派閥」(faction)の關係など政党間の動きだけを重視しているのではなく、当該期に形成されてきた「世論」(public opinion)など議会外の動きも重視している点で概ね一致している。

これに関しては、社会史家のパーキンの一八一五年から一八二〇年までの五年間は「旧き社会」(old society)か

ら「新しき階級社会」(new class society)への本格的な転換期であるという指摘、E・P・トムソンの一八一六年から一八一九年までの三年間は「民衆急進主義の英雄時代」(heroic age of popular Radicalism)であるという指摘をも参考にすると、議会の動きを重視することは一層必要になると思われる。

こうした研究動向を踏まえながら一九世紀初頭の政治史をみると、一八一六年の所得税 (Income Tax) の廃止は非常に注目される。なぜなら、この所得税の廃止は一八一〇年代後半における下院の主要問題の採決の内政府の唯一の敗北であり、これをめぐって請願運動を中心とした議会外の世論の高揚がみられたからである。

そこで、この所得税廃止を事例に、対仏戦争終結後の議会内外の動きの分析を通じて、当該期に形成されてきた世論が一八一〇年代後半における政党の発展にどのようなインパクトを与えたかを検討することにより、小論を一九世紀初頭のイギリス政治史を考察する一つの試みとすることにした。

史料としては、議会内の動きは『議会議事録』<sup>(11)</sup> 議会外

Review) 所得税に対する反対運動をもつて指導的役割を果たした下院議員ノースム(H. Brougham)自身の手記による『書簡集』<sup>(12)</sup>等も併せて参考とする。

注

(1) 松浦高嶺「18世紀」(青山・今井・越智・松浦編『イギリス史研究入門』山川出版社、一九七三年所収) 一九一頁。

(2) A. Mitchell, *The Whigs in Opposition 1815-1830*, Oxford, 1967.

(3) ネット史学の概要については、松浦高嶺「前掲論文」一五六―一五九頁参照。

(4) その前提となるホイッグ史学(ホイッグ的解釈)の概要については、松浦高嶺「同上論文」一五六頁参照。

(5) F. O'Gorman, *The Emergence of the British Two-Party System 1760-1832*, London, 1982; B. W. Hill, *British Parliamentary Parties 1742-1832*, London, 1985. なお、ホイッグンの見解については、その要旨をおよそ次のように述べる。

一八世紀後半から第一次選挙法改正以前の選挙に関しては、国会議員等の政治エリートと一般選挙民との相互依存關係は「恭順」(deference)の關係とわかれたが、その關係において従来は、政治エリートが一般選挙民を自由な支配・操作するような側面が強調されすぎたため、選挙における「腐敗」(corruption)とらう側面が強調された。また、一八一〇年代後半から二〇年代前半における下院の議員の投票動向を分析した結果、従来の研究では否定的であった二

大政党的な側面が強くみられた。

こうした見解に立ち、ホイッグンやネット史学及びその影響を受けた従来の研究を批判している。これは、ネットの以下の論文を参照。

F. O'Gorman, 'Electoral Defiance in "Unreformed" England: 1760-1832', *Journal of Modern History* 56 (1984); do., 'The unreformed electorate of Hanoverian England: the mid-eighteenth century to the Reform Act of 1832', *Social History* 11 (1986); do., 'Party Politics in the Early Nineteenth Century 1812-32', *English Historical Review* 102 (1987).

(6) その要旨は以下の通りを参照。

J. C. D. Clark, 'A General Theory of Party, Opposition and Government 1688-1832', *Historical Journal* 23 (1980); P. Fraser, 'Party Voting in the House of Commons 1812-1817', *English Historical Review* 98 (1983). (7) J. E. Cookson, *Lord Liverpool's Administration 1815-1822*, Edinburgh, 1975; N. Gash, *Aristocracy and People*, London, 1979, chap. 5.

(8) H. Perkin, *The Origins of Modern English Society 1780-1880*, 1969, rep. London, 1981, p. 209.

(9) E. P. Thompson, *The Making of the English Working Class*, 1963, rep. Pelican Books, 1982, p. 660.

(10) 所得税の計算に関する問題については、以下を参照。『議院』(House of Commons)を主な対象とする。

(11) *The Parliamentary Debates from the Year 1803 to*

- the Present Times*, First Series, Vols. 32-33. 以下では *Hansard* と略記し、また、小論の引用はすべて第一シリーズの巻数と頁数のみを示す。
- (12) *Journals of the House of Commons*, Vol. 71.
- (13) 中央紙としては『サ・タイムズ』(*The Times*)、地方紙としては『マンチェスター・マーキュリー』(*Manchester Mercury*) を利用した。なお、後者はウーキーリーである。
- (14) Henry Peter Brougham, First Baron Brougham and Vaux, *The Life and Times of Henry Lord Brougham: Written by Himself*, 3 vols., New York, 1871-72, Vol. 2.

## 一、問題の背景

(1) 一九世紀初頭の議会内外の動き

最初に、一九世紀初頭の議会外の動きからみていくと、それを特徴づけるものとしては、請願と出版物の増大を挙げることができる。

請願は当該期にその数が激増しており、例えば、一七七八年のカトリック教徒救済 (Catholic relief) をめぐっては一五の請願、それに続く経済改革 (economical reform) をめぐっては三八の請願が議会に寄せられたに留まっていたのが、一八二八年の審査法・自治体法 (Test and Cor-

poration Acts) の廃止をめぐっては約五、〇〇〇もの請願が議会に寄せられるほどとなった。小論の主要な問題である対仏戦争終結後の所得税の廃止をめぐっては約四〇〇の請願が議会に寄せられたが、この数とて一八世紀末のそれと比較すれば、顕著な増大を示している。

また、請願の数が増大しているのに伴い、一つの請願における署名数も増大しており、一九世紀の初頭には数万人の署名を連ねた請願もみられるようになる。<sup>(1)</sup>

さらに、出版物も一八世紀の後半から当該期に増大をみせた。新聞はその代表的なものであり、新聞に貼られた印紙の数は一八〇一年に約一、五〇〇万枚であったのが、一八二六年には約二、一〇〇万枚へと増大している。<sup>(2)</sup>

そして、こうした請願及び出版物の増大等は、一九世紀初頭における世論・政治意識 (political consciousness) の高揚につながっていった。<sup>(3)</sup>

次に、当該期の議会内の動きをみるが、その際に最近の研究動向における政党制の捉え方についてさらにふれておくと、先述した当該期の政治史の二大政党制的な側面を強調するオゴアマンも一八一五年以前のそうした側面を強調することに警告を発しているほか、ハーヴェイは当該期の政治史を「政府」(government) と「野党」(opposition) という観点から捉えるべきであるとしているのが目立って

る。<sup>(4)</sup>

そこで、小論も当該期の議会内の動きをとりあえず、「政府党」対「野党」という観点から検討することにするが、まず、野党の動きからみていこう。

一七九四年の野党の分裂によって、ポートルランド (Duke of Portland) 派とピット (W. Pitt, the Younger) 政府と連合するに至ったが、野党に留まったフォックス (C. J. Fox) 派はこうした状態において、一七九七年から一八〇一年まで欠席戦術 (secession) に出た。しかし、その欠席戦術も殆ど効果がなく、この時期にフォックス派からなる野党がピット政府に有効に対抗できる望みは殆どなかった。

アミアンの和約 (一八〇二—〇三年) の崩壊後、フォックスがそれまでの反戦の立場から戦争協力の立場に転じたことにより、アディントン (H. Addington) 内閣の和平政策に反対していたグレンヴィル (Lord Grenville) 派とフォックス派との連合の可能性が生まれることになった。両派の間では様々なやりとりがなされたが、第二次ピット内閣の崩壊の後、国王ジョージ三世がグレンヴィルに組閣を依頼し、さらに、それまで強く拒否していたフォックスの入閣を承諾したことにより、ようやくグレンヴィル派、フォックス派等の連合からなる内閣が誕生するに至った。

この内閣は「拳国人材内閣」(Ministry of All the Tal-

ents) と呼ばれ、フォックス派の久々の入閣によって諸改革への期待がもたれたが、しかし、一八〇六年九月のフォックスの死後、内閣は一八〇七年の初めに奴隷貿易廃止という唯一とも言える成果を上げてまもなく崩壊し、グレンヴィル派、フォックス亡き後のフォックス派は再び野党に転落した。

フォックスの死は、野党の下院におけるリーダーシップに深刻な影響を与え、その後しばらく、野党には見るべきリーダーが登場しなかった。

結局、野党はこうしたリーダー不在の状態を脱し切れな

いまま、平和の最終的な確立後に再開される議会にのぞむことになる。<sup>(5)</sup>

一方、第一次ピット内閣の崩壊 (一八〇一年) の後、政府党とて安定した政権を確立することはできなかった。アディントン内閣 (一八〇一—〇四年)、第二次ピット内閣 (一八〇四—〇六年)、ポートルランド内閣 (一八〇七—〇九年)、パーシヴァル (S. Perceval) 内閣 (一八〇九—一二年) が、いずれも短命に終わったことはそれをよく物語っている。

しかし、そうした政府党の混迷も一八一二年三月のパーシヴァル内閣の改造によって大幅に解消され、同年六月にパーシヴァル内閣の後を継いだリヴァプール内閣の成立後

は、政府党の結集は一層進められた。<sup>(6)</sup> こうして、平和の最終的な確立後に再開される議会で、政府党と野党は対照的な形でのぞむことになるのである。

注

- (1) 以上の請願の増大については、次を参照。J. Cannon, 'New Lamps for old', in do. (ed.), *The Whig Ascendancy*, London, 1981, pp. 109-110.
- (2) A. D. Harvey, *Britain in the Early Nineteenth Century*, London, 1978, pp. 45-46.
- (3) E. J. Evans, *Political Parties in Britain 1783-1867*, London, 1985, p. 27; Cookson, *op. cit.*, p. 173.
- (4) F. O'Gorman, 'Party in the later eighteenth century', in J. Cannon (ed.), *op. cit.*, pp. 92-93.
- (5) Harvey, *op. cit.*, p. 4.
- (6) グレンツェル派はピットの首相の座を継いだアディントン(Adington)の和平政策に反対したのに伴って、政府側から野党側へ移った。
- (7) 以上の野党の動きについては、とりあえず以下を参照。A. S. Foord, *His Majesty's Opposition 1714-1830*, Oxford, 1964, pp. 402-466; O'Gorman, *The Emergence of the British Two-Party System 1760-1832*, pp. 14-43.
- (8) ガッシュは、従来の研究では首相のリヴァプールが過小評価されていたが、実は首相としての業績はウォルポール(Sir Robert Walpole)やピット(Pitt)と並ぶくらい高かったと述べている。

項目三 海外の財産ないし海外投資からの所得

項目四 その他の所得

そして、項目ごとに異なった査定をしたほか、申告方法は自己申告制をとった。<sup>(2)</sup>

このピット内閣の所得税は一八〇二年のアミアンの和約後にいったん廃止されたが、翌年にはアディントンによって再設された。これは正確には財産税 (Property Tax) とされたが、一般には所得税と呼ばれ続けた。

アディントン内閣の所得税は課税率を半減して五パーセントとし、一五〇ポンドから六〇ポンドまでの所得に減税措置をとり、免税点は従来通り六〇ポンドとしたが、アディントン内閣の所得税を特徴づけるものは、シエデュール (schedule) 制と源泉徴収制の採用であった。まず、前者は所得をその源泉によって次の五つに分けた。

- シエデュール A
  - 土地、家屋等の不動産からの所得
- シエデュール B
  - 借地農の所得 (通常、地代の四分の三と査定)
- シエデュール C
  - 公債利子からの所得
- シエデュール D
  - 商工業、専門的職業からの所得、その他のシエデュール

<sup>(6)</sup> これについては次を参照。N. Gash, *Lord Liverpool*, London, 1984.

(9) 以上の政府の動きについては、とりあえず以下を参照。Harvey, *op. cit.*, part 2; Cookson, *op. cit.*, pp. 2-5.

(2) 所得税の導入とその後の経過

対仏戦争の開始後、軍事費を中心とした国家経費は急激に増大し、一七九二年から九七年の五年間に前者は七・四倍に、後者も三・四倍に増大した。<sup>(1)</sup> このため、一八世紀のイギリス税制を特徴づける間接税中心の税体系では経費を賄い切れなくなり、直接税の改革、具体的には新しい直接税の導入は不可避となった。

これを受けて、一七九九年にピットは所得に直接課税する所得税をイギリス史上初めて導入したが、(この所得税は今日的な意味での所得税としては世界でも最初のものである)、課税率は一〇パーセント、二〇〇ポンドから六〇ポンドまでの所得には減税措置をとり、免税点は六〇ポンドとし、納税者の所得を項目 (head) ごとに次の四つに分けた。

項目一 土地及び家屋からの所得

項目二 動産、商工業、専門的職業、官職、年金等からの所得

ルに含まれない残りの所得

シエデュール E

官職、年金からの所得

(シエデュール別の税収割合は表1参照)

また、源泉徴収制は、納税義務者自身が直接納税せずに、企業等が納税義務者の給与等から租税相当額を天引きしてそれを国に納付することになるため、申告方法は強制申告をとっているのと同様の効果となった。

これにより、脱税の機会ピット内閣の所得税と比較して大幅に減ることになり、課税率が半減したにもかかわらず税収はさほど減少しなかったという事実がそれを裏付けた。<sup>(3)</sup>

このアディントン内閣の所得税は、その後の内閣においても修正を経ながら継続され、一八〇六年以後はこれによる税収が総国家収入 (Gross Public Income) の約二〇パーセントを占め続けた。こうして、所得税は主要な国家財源の一つとなるのである。(以上の所得税制の変遷、税収の推移等については表2、3参照)

以上、所得税の導入とその後の経過をみてきたが、対仏戦争末期から始まった不況に対する政府の経済政策について若干ふれておこう。

一八一二年六月の枢密院勅令 (Orders in Council) の

廃止及びナポレオンの大陸封鎖の崩壊により、景気は一時的に回復の兆をみせたものの、一八一六年の初めまでには農業のみならず商工業にも不況が拡大し、不況は全般的なものとなった<sup>(4)</sup>。

しかし、政府はこうした経済情勢にもかかわらず、平和が最終的に確立された一八一五年末にもナポレオンに対抗したイギリスの同盟国に資金援助を継続しており、政府の経済回復策に有効なものは何もなく<sup>(5)</sup>。

政府のこうした対応のまずさは、政府が「浪費」(extravagance)をしているという不信を強める結果となり、平

表1 シェデュール別の税収割合  
(単位:千ポンド, %)

区分	税収額	全体に占める割合
シェデュールA	56,148	35.7
シェデュールB	24,668	15.7
シェデュールC	27,433	17.4
シェデュールD	38,065	24.2
シェデュールE	11,091	7.0
計	157,405	100.0

(注) 各税収額は1803年から1815年の税収額を合計したもの。次より作成した。土生芳人「ナポレオン戦争期のイギリス所得税」『法経学会雑誌』(岡山大学) 12-4, 1963年, 101頁。

表3 所得税収等の推移(単位:千ポンド, %)

区分	税収額	総国家収入に占める割合
1799年度	6,047	—
1800	6,244	—
1801	5,629	—
1802	—	—
1803	5,342	13.0
1804	4,112	9.7
1805	6,430	12.8
1806	12,822	23.3
1807	11,906	19.8
1808	13,482	20.8
1809	13,632	20.0
1810	14,453	20.9
1811	14,463	19.8
1812	15,489	21.8
1813	15,796	22.5
1814	14,188	19.0
1815	15,642	20.1

(注) 税収額の推移は次によった。E. R. A. Seligman, *The Income Tax*, 1911, rep. New York, 1970, p. 115. 税収額が総国家収入に占める割合は次より作成した。B. R. Mitchell, *Abstract of British Historical Statistics*, Cambridge, 1962, p. 392.

和の最終的な確立後に再開される議会でも、野党の攻撃を受けることになるのである。

注

(1) 土生芳人「ナポレオン戦争期のイギリス所得税」『法経学会雑誌』(岡山大学) 一二四、一九六三年、八〇頁。

(2) 以上の第一次ピット内閣の所得税については、以下を参照。E. R. A. Seligman, *The Income Tax*, 1911, rep. New York, 1970, pp. 72-82; 土生芳人「前掲論文」九二頁、九三—九五頁、九八—一〇〇頁。

(3) 以上のアディントン内閣の所得税については、以下を参照。

史苑(第五十巻第一号)

表2 所得税制の変遷

区分	第一次ピット内閣の所得税(1799年施行)	アディントン内閣の所得税(1803年施行)	第二次ピット内閣の所得税(1805年施行)	挙国人材内閣の所得税(1806年施行)
課税率	10パーセント	5パーセント	6.25パーセント	10パーセント
減税措置	60ポンドから200ポンドの所得に	60ポンドから150ポンドの所得に	60ポンドから100ポンドの所得に	50ポンドから150ポンドの所得に
免税点	60ポンド	同左	同左	50ポンド
所得の分類方法	項目別に4分類	所得の源泉別に5分類(シェデュール制)	同左	同左
申告方法	自己申告	源泉徴収制により強制申告と同様の効果	同左	同左

Seligman, *op. cit.*, pp. 89-90; 土生芳人「前掲論文」九二頁、九五—九七頁、九九—一〇〇頁。  
(4) W. Smart, *Economic Annals of the Nineteenth Century 1801-1820*, London, 1910, pp. 461-462.  
(5) Cookson, *op. cit.*, pp. 21-26.

## 二、所得税廃止直前の議会内外の動き

平和の最終的な確立後の初めての議会は、一八一六年の二月一日に開会された。

その議会の開会日に、蔵相のヴァンシタート(N. Vansittart)は課税率を半減して所得税を継続する意志であることを早くも表明したが、翌日には、所得税は「永続的な税」(permanent tax)としてではなく、二、三年間の「戦時税の継続」(continuation of a war tax)として提案されるべきであると述べ、改めて継続の意志を明らかにした<sup>(1)</sup>。

そして、所得税の継続や軍隊の予算等を含めた財政全般に関する審議は、二月二日の蔵出委員会(Committee of Supply)におこなわれた。

同委員会において最初に、蔵相が当年度(一八一六年度)の財政について概算報告を行った。その概要は次のようなものであった。

現在、不況は農業のみならず他の産業にも広がり深刻であるが、その救済策として第一に課税の軽減、具体的には所得税の課税率の半減等を行う。第二に公信用の回復を図るため、公債発行を行わずに減債基金 (sinking fund) による一、四〇〇万ポンドの公債払い戻しを行うことを予定している。歳出の主な項目として海軍予算 (Navy Estimates) と陸軍予算 (Army Estimates) があるが、前者は総人員三万三、〇〇〇名、総額七〇〇万ポンド、後者は総人員一四万九、〇〇〇名、総額一、二〇〇万ポンドで、その他を含めて歳出は全体で約二、九四〇万ポンドとなる見通しである。一方、歳入の主な項目として所得税、イングランド銀行からの貸付等があり、歳入は全体で二、六七〇万ポンドとなる見通しである。

以上が蔵相の概算報告の概要であるが、これに対してたちまち野党議員から、現在のよくな平和時になせ一七九二年（対仏戦争開始の前年）と比較して何倍もの陸軍を配置しなければならぬのか（表4、5参照）、課税率が半減されるとはいえ、なぜ所得税が継続されなければならないのか、という旨の反対意見が浴びせられ、「批判の嵐」(storm of criticism) とくく様相を呈した。

これ以後、所得税をめぐる審議は議会外から寄せられた請願についてのやり取りを含めて活発に展開され、陸軍予

算をめぐる審議も二月二十六日から本格的に開始された。そこで、ここでは陸軍予算をめぐる審議と議会外から寄せられた請願を、所得税廃止直前の議会内外の動きとして検討していくことにしよう。

表4 陸軍の人員の比較

(単位：人)

区 分	政府提案の員人	1792年の員人
イギリス本国	25,000	15,900
アイルランド	25,000	1,900
植 民 地	49,000	16,800
フ ラ ン ス	30,000	0
イ ン ド	20,000	10,500
計	149,000	45,100

(注) 次より作成した。  
Hansard, Vol. 32, pp. 384-386, pp. 813-814, p. 1094.

- 注
- (1) Hansard, Vol. 32, p. 36, 65.
  - (2) Ibid, Vol. 32, pp. 376-389.
  - (3) Smart, *op. cit.*, p. 464.
  - (4) 議事経過からみると、所得税をめぐる審議は議会開会日の

表5 軍事費の比較

(単位：ポンド)

区 分	政府提案の軍事費	1792年の軍事費
陸 軍 (Army)	1,200万	約 180万
海 軍 (Navy)	700万	約 190万
軍 需 品 (Ordnance)	200万	約 50万
雑 費 (Miscellaneous)	250万	約 130万
計	2,350万	約 550万

(注) 次より作成した。  
Hansard, Vol. 32, pp. 383-387, pp. 525-526.

翌日から行われており、二月二十六日に陸軍予算をめぐる審議が開始されたからは並行して審議が進められた。政府としては所得税継続の動議を短期間のうちに可決して問題を早期に処理したかったが、陸軍予算をめぐる審議が予想以上に長引いたために、動議の提出を延期せざるを得なかった。なお、海軍予算をめぐる審議については、所得税が廃止された後に本格的な審議が行われたこと、野党の反対が陸軍予算に集中したことから、小論では特に扱わない。

政府提案の大規模な陸軍がもたらす影響などに対して向けられた。

その先頭を切ったのは、若きラッセル (Lord John Russell) であった。彼は大規模な陸軍すなわち「常備軍」(standing army) の存在によって「人民」(people) の「自由」(freedom) が侵害される恐れがあることを指摘し、節約的な予算案を政府に要求した。

また、会期中、野党の指導的立場にあったブルームは、陸軍予算と所得税が密接な関係にあることを指摘し、双方が「国制」(constitution) に適合しないものであり、「軍事国家」(military monarchy) につながる恐れがあるとして、政府を厳しく批判した。

こうした二人の意見は、おおよそ野党の反対意見を要約するものであった。なぜなら、結論的にいうと、野党の反対意見は大規模な陸軍が第一に「軍事独裁制」(military despotism) につながる恐れがあること<sup>(3)</sup>、第二にイギリスの「国制にそぐわない」(unconstitutional) ものであること<sup>(2)</sup>の二つの観点から主に述べられたからである。

野党のその他の反対意見としては、現在が極めて安定した平和の状態にあることを強調し、それ故、人員数の大幅な削減がなされなければならないという意見などが出された。

(1) 陸軍予算をめぐる審議

陸軍予算をめぐる審議においては、野党の反対意見は、

以上の野党の反対意見をみると、政府提案の大規模な陸軍をイギリスの「国制」や「自由」に関わる問題として捉えていることがうかがえよう。

一方、これに対する政府の意見をみると、その主なものは、政府案は決して永続的なものではないとする意見であった。(4)この点は外相のカーズルレー (Viscount Castlereagh) が特に強調したが、政府案は永続的なものではないとする意見の背景には、政府全体に政府案は戦争から平和への過渡期という状況が必要とさせたものにすぎないとする考え方が支配的だったことがあった。

従って、政府の意見には、野党の意見にみられたイギリスの「国制」や「自由」に関する問題の言及は殆どみられなかった。

しかし結果としては、予想以上に審議が長引き、野党から激しい反対意見が浴びせられたのに加えて修正動議がいくつかが提出されたにもかかわらず、陸軍予算は三月六日から一五日にかけてほぼ政府案通り可決された。

その際に注目されるのは、採決における投票動向である。すなわち、政府の獲得票数は一九〇票から二一〇票に留まり、野党の獲得票数との差も六八から八二票で、政府の圧倒的多数という訳ではなかった。さらに、議員の出席数が少なかったことも注目される。(当該期の下院議員数は六

ていない州は北部のカンバーランド (Cumberland) 州とウェストモールランド (Westmorland) 州の二州だけであった。

請願全体を通して特徴的であったのは、第一には、所得税は戦時税としてのみ許容されるものであると考えられていたことである。請願者は対仏戦争期間中に所得税等の重税に忍耐強く耐えてきたのであるから、平和の到来によって当然それらから解放されるべきであり、故に所得税も廃止されなければならない、というのが請願者の考え方であった。

第二には、所得税のもつ性格に対する批判が非常に多かったことである。これに関しては、所得税は「不正である」(unjust)、「不公平である」(unequal)、「圧制的である」(oppressive)、「国制にそぐわない」(unconstitutional)、「イギリス人の「自由」に反する」(hostile to the liberties)、「私的な内情を暴露してしまう」(exposure of their private concerns) などの性格をもつものであるという厳しい批判が浴びせられており、これらと類似した表現による批判は数多くみられた。

第三には、殆どの請願者が所得税の廃止を主張していたことであるが、その際にどんな修正がなされても、所得税の継続は認められないとしているのが特徴的であった。

五八)

所得税継続の動議が提出される(提出日は三月一八日)直前のこうした投票動向に留意しておこう。

注

- (1) *Hansard*, Vol. 32, pp. 844-846.
- (2) *Ibid.*, Vol. 32, p. 859.
- (3) こうした軍事独裁制あるいは常備軍に反対する考え方は、今会期中に突然現われてきたものではなく、絶対王政期以来の反常備軍思想 (Antiairmy Ideology) の流れの中にあるものであった。この反常備軍思想の起源を一八世紀における展開については次を参照。L. G. Schworer, "No Standing Armies?", *The Antiairmy Ideology in Seventeenth-Century England*, Baltimore, Md., 1974, chap. 1, chap. 9.
- (4) *Hansard*, Vol. 32, p. 1098, 1261.
- (5) 外相のカーズルレーは、陸軍予算をめぐる審議が一〇日間も行われていないと嘆いた。*Ibid.*, Vol. 33, p. 387.

(2) 請願からみた議会外の世論

会期中、所得税に関しては、約四〇〇の請願が議会外から寄せられたが、それらの請願は全国各地から寄せられていた。『下院日誌』に掲載されている請願の大半を占めるイングランドからの請願の場合でみると、請願を一つも寄せない請願者も数多くみられた。

請願のその他の主張としては、所得税と陸軍予算が密接な関連にあるという指摘、所得税は今後永続化する恐れがあるという指摘のほか、税制の浸透によってあらゆる者が所得税の影響を受けていること、「国民」(nation)全体が所得税に反対していること、政府は人民の声を全く無視していることなどの指摘がみられた。

そこで、これらの主張をかなり含んでいるロンドンのシティ (City) の市長、参事会員 (Aldermen) などから寄せられた請願を紹介しよう。その請願は次のように訴えていた。

「我々請願者は、陛下の政府が我々の確信と議会の厳粛なる信頼を裏切り、一般には財産税と呼ばれている所得税の継続または修正を議会に提案する意志であることを最も強い驚きで知った。……(中略)……個人の勤労と一時的な不安定な財産から生ずる短期間の所得に、確固たる永久的な財産から生ずる所得と同比率で課税する不公平及び不正は、当然拒否されるべきで、即座に議会によって認識、感知されなければならない。最もプライベートな諸事と個

人の事情に、憎むべき、勝手な、ひどくきらわれる細かな立入りをすることによって所得税が執行される方法は、さらに一層腹立たしく、不正で、圧制的で、あらゆる意味の自由、反し、イングランド人の感情にそむき、さらにイギリスの国制の諸原理に反する。我々請願者は、農業利害が不況にさらされている状態及び彼らにのしかかった重荷がもたらす破滅をきたすような影響を深く感じ取っている。我々はそれにもかかわらず、工業及び商業も同様に不況にさらされ、さらに同様に課税の重荷に圧倒されていると申し立てたい。……(中略)……、前例のない困難を極めた戦争期間中、忍耐強く最も苛酷な負担と窮乏に服従してきたので、我々請願者は当然のことながら平和の回復において戦時体制の諸負担と戦時諸税から救済されると期待していたし、少なくとも、それらの中で最も不快な最も圧制的なもの(所得税)が廃止されると期待していた。我々は必要とされる諸改革及びすべての不必要な官職、年金、閑職の廃止を伴うような国家支出の削減がなされることによって、自由を破壊し、人民の平和と幸福を破壊する税の継続を求める口実がなくなることを心から希望し、さらにこれらの諸問題を真剣に考慮するよう議會に懇願する。我々はどんな修正、どんな変更がなされたとしても、所得税継続のための提案を拒否し、そして、国民の負担を緩和し、人民の

(co) *Journals of the House of Commons, Vol. 71, pp. 29-30.*

### 三、所得税廃止に至った議會

#### (1) 所得税をめぐる審議

所得税をめぐる審議が特に活発化するのは、二月二六日に蔵相が二日後の歳入委員会 (Committee of Ways and Means) で所得税の継続を提案する予定であることを表明してからであった。これに対しては、野党から政府は人民の声・感情を無視しているという意見や問題の処理を急ぐことは国制にそぐわないという意見が出され、これ以後、野党の批判は激しさを増すことになった。

こうした所得税をめぐる審議においては、野党の反対意見は税のもつ性格に対して主に向けられた。

その先頭存在であったブルームは所得税を「最も審問的かつ最も圧制的、さらに最も耐え難い税」(most inquisitorial and most oppressive, and most intolerable tax) としたほか、同じく審議において反対の先頭に立ったベアリング(A. Baring)も「憎むべきかつ圧制的な税」(odious and oppressive tax) として激しく批判した。<sup>(1)</sup>これと類似

史苑(第五十巻第一号)

自由、繁栄、幸福を促進するよう最もよく考慮されているような措置を採用することに満足するであろう。<sup>(3)</sup>」(カッコ内及び傍点は引用者)

ただし、所得税支持の請願もごくわずかに寄せられていたが、それらの請願でさえも所得税の修正及び経費節減を要求していたことは注目されよう。

また、請願に名を連ねた者の顔ぶれについて付け加えておくと、地主から商工業者(Traders)、ヨーマン(Yeomen)など多彩であり、単に住民(Inhabitants)とされている者が最も多かった。

以上から、請願からみた議會外の世論が所得税、特にその継続に強く反対していたことが確認されたであろう。

#### 注

(1) 『下院日誌』には約四〇〇の請願の殆どが掲載されており、筆者はそれらのすべてに目を通すことができた。

(2) これに関して、『マンチェスター・マーキュリー』に寄せられた投書が、一八一五年の穀物法制定反対運動に全く加わらなかったカントリー・ジェントルメンが積極的に所得税廃止運動に参加していることを指摘しているほか、急進主義研究のマコビーは、所得税を支払っていない労働者(Working men)も所得税に反対していたようであることを指摘している。後者については次を参照。S. Macoby, *English Radicalism 1786-1832*, London, 1965, p. 313.

した表現による批判は、至る所にみられている。

税の性格に関してはその他に、所得税は商工業者のように不安定な流動的な財産をもつ者と地主のように世襲的な財産をもつ者とに同比率で課税するので「不公平である」という意見、「国制にそぐわない」、国民の「自由に反する」という意見などが出された。<sup>(2)</sup>

また、ブルームは、所得税の査定書が一部で店の包み紙として使用されているという衝撃的な事実を暴露し、税制の「ずさんさ」を批判した。<sup>(3)</sup>

野党のその他の反対意見としては、所得税は戦時にのみ許容されるもので現在のような平和時には廃止されなければならぬという意見、所得税は今後永続化する恐れがあるという意見が出されたほか、政府の浪費を指摘し、歳出全体を減らすべきであるという意見、議會外から数多くの請願が寄せられるにつれて、国民全体が所得税に反対しているという意見が出された。

また、議會外の動きとの関連では、ブルームが請願運動の継続を議會外に呼びかけたのに加えて、カルクラフト(J. Calcraft)が人民不在の反対運動では所得税廃止に失敗する恐れがあると、議會外との結束を主張したのが目立っている。<sup>(4)</sup>

以上の野党の反対意見をみると、所得税を政府提案の大

規模な陸軍と同様に、イギリスの「国制」や「自由」に関わる極めて重要な問題として捉えていることがわかるほか、野党の反対意見は先述した議会外から寄せられた請願の主張と極めて類似していることも確認できよう。

さらに、ブルームラの議会外への請願の呼びかけに応えるような形で議会に数多くの請願が寄せられたことを考え合わせると、野党と議会外との間には一定の協調関係が存在していたと言えよう。

一方、政府はこの審議においては、野党に対する有効な反論を展開することが殆どできなかった。

政府からは所得税は公平な税であるとし、それを支持する意見がいくつか出されたが、所得税継続の効果を積極的に主張する意見は極めて少なかった。この点に関しては、蔵相と外相が、税の継続が公信用の回復に役立つとしたのみで、ほかにはその効果を主張する意見は殆どみられなかった。

さらに、政府の対応のまずさも目立った。それは、政府が所得税に関する修正案を提示するのが遅れたことに端的に現われている。具体的には、政府が実質的な修正案を示したのは議会開会から一カ月以上も過ぎた三月五日で、この日に蔵相は、シェデュールB(主に借地農が課税対象者)について所得の査定方法を従来の地代の四分の三とする方

(2) 所得税継続動議の否決

陸軍予算をめぐる審議が政府の予想以上に長引いたことなどを背景に、政府は所得税継続動議の提出を延期せざるをえなかったが、ようやくその提出及び採決の日(三月一八日)がやってきた。

この日の朝にも政府は勝利を確信していたが、その反面、二、三日前には外相が与党議員に対して緊急の登院命令(whip)を出していた<sup>(1)</sup>。

この日の所得税継続をめぐる審議の最初に、蔵相は議会が既に陸軍予算を承認したのであるから当然それに見合った財源も承認されなければならないと述べて、所得税継続の動議を提出したが、この段階になってようやくシェデュールD(主に商工業者が課税対象者)に関する修正案を提示した。

その修正案の内容は、商工業者の経営内容が表面化するのを防ぐために、商工業者自身が指名した判定人(Referee)<sup>(2)</sup>に査定を依頼することができるようにするとなっていた。

その後、今までの審議と同じようなやり取りがなされた後、いよいよ採決となった。結果は、政府の予想に反して動議への反対票が二三八票、賛成票が二〇一票で政府党の敗北となり、所得税は廃止と決定した<sup>(3)</sup>。

『議会議事録』は、この模様を「票数が議場で発表され

法から三分の一とする方法へ修正すること<sup>(6)</sup>、農業不況によって地代収入が減った地主にも減税がなされることなどを表明した<sup>(7)</sup>。

しかし、商工業者に対しては何ら修正案を示すことはなかった。

こうして、議会は開会以前とは対照的に、野党優勢、政府党劣勢の気配がみられるようになっていた。

注

- (1) Hansard, Vol. 32, p. 810, 904.
- (2) 所得税に対するこうした反対意見は、前年一〇月の『エディンバラ・レビュー』に掲載された「財政制度」(Financial System)に関する論文においても既にみられた。その論文では、所得税は「圧制的で」、「国制の諸原理に反する」税とされていた。Edinburgh Review, Vol. 25, 1815, p. 550.
- (3) Hansard, Vol. 33, p. 26.
- (4) Ibid., Vol. 32, p. 946, 1051.
- (5) Ibid., Vol. 32, p. 383, 1121.
- (6) この修正により、地代支払いが一五〇ポンド以下の借地農は、査定所得が免税点の五〇ポンドとなるので、全面的に免税となる。
- (7) Ibid., Vol. 32, p. 1128, pp. 1141-1142.

るやいなや、大きな喝采がわき起こり数分間続いた。同じような歓喜の声は議事堂内のロビーと廊下にいた群衆からもわき起こった。と記している<sup>(4)</sup>。

さらに、三月一九日付の『ザ・タイムズ』は所得税廃止の勝利をナポレオンに対する勝利にたとえ、それは「ヨーロッパの軍事独裁者に対する勝利に等しいくらい重要な勝利、すなわち、所得税という財政独裁制(fiscal despotism)に対する勝利」であるとしてその勝利を称えた。

また、筆者は試みに、『議会議事録』に掲載されている反対票を投じた議員(多数派)と賛成票を投じた議員(少数派)<sup>(5)</sup>の選挙区の地理的な分布状況を、『イングリッシュ・ヒストリカル・ドキュメンツ』第一〇巻<sup>(6)</sup>の選挙区を示した地図とジャッドの著書『下院議員 一七三四—一八三二年』をもとに分析してみた。

その結果をイングランド四〇州の場合で見ると、国民全体が所得税に反対であるという議会内外の指摘を裏付けるように、反対票を投じた都市選挙区選出議員、州選挙区選出議員のいずれも出していない州はハンティンドンシャー(Huntingdonshire)一州だけであり、さらに、反対票を投じた都市選挙区選出議員を出していない州もダラム(Durham)州一州だけであった。政府党の敗北は、それまで与党を支持していた約八〇名の議員らが反対派に回っ

たことなどによるが、投票動向をさらにみると、所得税制が施行されていないアイルランド出身議員が数多く棄権するなど、複雑な様相を示している。

しかし、そうした中で、議会内の動きのみならず議會外の動きをも考慮に入れる時、こうした投票結果をもたらした原因の第一には、世論の高揚、具体的には請願運動や少なくとも一八の州集会の開催などが議員に強く影響を与えたことが挙げられよう。

事実、与党系の議員の中には、個人的には所得税の継続に賛成であったものの「地方」(Country)の全般的な反対を知ったことよって人民の声に逆らうことはしないという旨の発言を議会で言い、実際に反対票を投じた議員もいた。

また、世論の高揚に関しては、先述した所得税廃止の勝利を称える『ザ・タイムズ』の記事は、当時のジャーナリズムの事情からすれば少なからぬ意味をもっている。というの、当時の中央紙は政党から援助金を受けるなど政党との結び付きが強く、『ザ・タイムズ』も当該期は、どちらかと言えば政府系の立場をとっていたからである。

次に、野党敗北に至る投票結果をもたらした原因の第二には、野党の反対運動が功を奏したことが挙げられよう。特にブルームは会期中、議会開会前の野党のリーダー不在の状態を克服して自らリーダー役として党を率い、審議

において政府を苦しい立場に追い込むことにならぬ程度成功していた。これに加えて、ブルームはジェームズ・ミル(James Mill)やフランシス・プレイス(Francis Place)ら改革派との協力関係の樹立を試みる一方で、先述したように議會外に請願を呼びかけるなどして、党と議會外との間に一定の協調関係を作り出すことにも成功していた。

以上を裏付けるように、自身の手による『書簡集』においてブルームは、所得税に対する反対運動が予想以上に活発であったことを指摘し、さらに、政府の対応のまずさとして、自分自身に議會外に請願を呼びかけることなどを可能にさせたことと、政府が短期間に所得税継続動議を可決するのに失敗して請願運動を刺激したことを挙げているのである。<sup>(3)</sup>

このブルーム自身の記録からも、議會外の世論の高揚、とりわけ請願運動のインパクトの大きさが確認されよう。

注

- (1) A. Aspinall, *Lord Brougham and the Whig Party*, Manchester, 1927, p. 60.
- (2) *Hansard*, Vol. 33, p. 421, 432, 434.
- (3) 審議が深夜まで続いたため、実際に採決が行われたのは三月十九日の午前一時過ぎであった。
- (4) *Ibid.*, Vol. 33, p. 451.

(5) 多数派と少数派それぞれの議員名は次に掲載されている。

*Ibid.*, Vol. 33, pp. 451-455.

(6) D. B. Horn and Mary Ransome (eds.), *English Historical Documents 1714-1783*, London, 1969, Vol. 10.

(7) G. P. Judd, *Members of Parliament 1734-1832*, New Haven, Conn., 1955.

(8) 当該期の『チ・タイムズ』については次を参照。

A. Aspinall, *Politics and the Press 1780-1850*, London, 1949, pp. 74-78, 312-317.

(9) Brougham, *op. cit.*, p. 310, 312.

展望

所得税継続に失敗した政府は、それに続いて戦時の麦芽税(malt tax)継続も自ら断念したが、しかし、一方の野党は所得税廃止の勝利の後、会期中の続く採決では全く勝利を上げることができず、政府の再結集を許すことになった。この原因には、所得税廃止をめぐる指導的な役割を果たしたブルームがその後の審議において摂政(Prince Regent)を個人的に中傷したことにより、政府のみならず野党内からも非難されたことなどがあった。

このため、ブルームは党のリーダー役に留まっていたことができなくなり、これ以後、野党は再びリーダー不在の

状態に陥ることになった。

そればかりか、野党内ではそれまであまり表沙汰にならなかった党内の意見の相違が、翌一八一七年の人身保護法(Habeas Corpus Act)の停止をめぐって<sup>(1)</sup>保守的なグレンヴァル派の離脱という事態にも見舞われた。一方、政府当局は所得税の廃止により、一八一六年と一七年の財政計画の見直しを迫られることになったが、その際、再結集した野党は議會内外で要求された「経費節減」「節約」に自ら乗り出していくことになった。

具体的には、所得税廃止後まもなく、陸軍予算と海軍予算を削減し、さらに、王室費(Civil List)の減額及び対仏戦争時に新たに設けられた役職の削減が可能かの調査を行った。こうした調査は翌一八一七年の下院の「財政調査特別委員会」(Select Committee on Finance)においても行われ、その第一次報告書<sup>(2)</sup>では減給がなされるべき役職廃止されるべき閑職(sinecure)が勧告されている。

そして、政府はこれらの調査を受け、まず、陸軍予算と海軍予算を再び削減し、次に、王室費を減額したほか、対仏戦争時に新たに設けられた役職のうちで不要とされたものを廃止するなどした。<sup>(3)</sup>

こうして、政府党と野党は平和の最終的な確立以前の議會と同様に、結集とリーダー不在という対照的な動きをみ

せるようになったが、一八一六年六月の『エディンバラ・レビュー』に掲載された論文は、当該期の政党について興味深い指摘をしている。すなわち、イングランドの「国制」(Constitution)及び「代議制」(Representative System)に関するこの論文は、下院議員を三つのグループに分け、第一は「政府」(Ministry)か「野党」(Opposition)に属する議員、第二は概して「政府」を支持する政府系の議員、第三は「独立」(Independence)に自負をもつ議員としていのである<sup>(4)</sup>。

これら三つのグループに関しては、ネーミアが一八世紀の下院議員を三つに分類したそれぞれのグループ、すなわち第一は「政治家」(Politicians)、第二は「宮廷・行政政党」(Court and Administration Party)、第三は「カントリ・ジェントルメン」にほぼ相当する点で非常に注目される<sup>(5)</sup>。

また、小論の冒頭で紹介した第一次選挙法改正以前においても二大政党制的な側面が強くみられたとするオゴマンも、一八一〇年代はこうした政府系の議員や独立的議員がまだかなりいたことを認めている<sup>(6)</sup>。

そして、こうした政府系の議員や独立的議員がかなりいたということは、小論でこれまでみてきたように一九世紀の初頭において政府党の優位が特徴的であったものの、こ

れらの議員の動き如何によっては議会の採決で政府党が敗北する可能性も場合によってはあったことになろう。実は、その可能性が現実となった典型的な事例が、小論の主要な検討対象である所得税廃止だったのである。

従って、以上の考察から、一八一〇年代後半におけるイギリスの政党は近代政党以前の旧態的な要素を未だにかなり残していたことが確認される<sup>(7)</sup>が、しかしその一方で、政府党が積極的に議会内外の要求に応えていったことからわかるように、近代政党への本格的な脱皮を図っていたということも併せて確認されよう。

そして、その近代政党への本格的な脱皮を図っていく際には、世論の高揚、とりわけ所得税廃止を要求する請願運動の盛り上がりが少なからぬインパクトを与えたと言いうことができよう。

また、所得税をめぐるその後の動きに関して付け加えておくと、政府党内では所得税廃止から約三年を経てその復活を主張する意見が出されたが、復活は実現しなかった。それは、主な閣僚が「一八一六年の熱狂(Furore)」(クックソン)、すなわち所得税廃止を要求する請願運動の盛り上がりへの再来を恐れたためであり<sup>(8)</sup>、結局、所得税の復活は一八四二年(第二次ピール内閣)まで実現しないことになる。

こうしたことは、当該期の政治史において所得税廃止を要求する請願運動の盛り上がりといった議会外の動きが占める重要性を改めて物語っているように。

小論は、一九世紀初頭のイギリス政治史を議会外の動きをも視野に入れて考察するそのさきやかな第一歩である。

注

- (1) J. J. Sack, *The Grenvilles 1801-29*, Urbana, Ill., 1979, pp. 163-169.
  - (2) *Parliamentary Papers, First Report from the Select Committee on Finance*, 1817.
  - (3) こうした政府自らの対応は、一八二〇年代のいわゆる「リベラル・トーリズム」(Liberal Toryism)との関連におよぶ注目を浴びた。
  - (4) *Edinburgh Review*, Vol. 26, 1816, pp. 376-379.
  - (5) 松浦高嶺、前掲論文、一五七—一五八頁参照。
  - (6) O'Gorman, 'Party Politics in the Early Nineteenth Century 1812-32', pp. 73-75.
  - (7) だからといって、筆者はオゴマンの見解を全面的に否定するつもりはない。オゴマンが当該期の政治史を分析するに当たり、最近は社会的な視点も取り入れてよりトータルな把握を試みてゐる点などでは、筆者もきこころが多い。
  - (8) Cookson, *op. cit.*, p. 169.
- (一九八六年本学史学専攻博士課程前期課程修了・青森地域社会研究所勤務)